

## 9. 新型コロナウイルス感染症患者受入体制確保補助事業

### 1 事業内容

新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れる医療機関に、人件費や設備費等を補助することで、感染症法上の位置づけ変更後も、幅広い医療機関が新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れる体制を確保する。

### 2 対象施設

令和5年3月17日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」に基づき都が策定する「移行計画」において、都から新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる確保病床を割り当てられていない病院のうち、新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れる病院。

### 3 実施期間

令和5年4月1日から

ただし、人件費に係る補助は、令和5年5月8日からの勤務について生じたものを対象とする。

### 4 補助条件

- (1) 令和5年3月17日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」に基づき都が策定する「移行計画」において、都から新型コロナウイルス感染症患者の確保病床を割り当てられていないこと。
- (2) 外来や救急搬送、他院からの転院で自院へ来た新型コロナウイルス感染症患者や、自院で院内感染した新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れる都内の病院であること。
- (3) 医療機関等情報支援システム（G-MIS）に入院患者数等を、東京都新型コロナウイルス感染者情報システム（MIST）に受入可能病床数等必要な情報を日々入力すること。
- (4) 関係学会等の感染対策ガイドラインを遵守するなど、診療及び院内の感染拡大防止に必要な対策を講じること。
- (5) 人件費分の補助を申請する場合は、新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れるにあたり、看護師又は介護職員を加配すること。
- (6) 病床確保料の算定対象期間における、院内感染拡大防止費又は入院受入体制確保費及び新型コロナウイルス感染症患者入院病床での勤務に対する人件費は、補助対象としない。

## 5 対象経費

この補助金が対象とする経費は、以下別表に定める経費とする。  
また当該補助金の上限額は1病院当たり450万円とする。

別表

	1 区分	2 基準額	3 補助対象経費	4 補助率
I	新型コロナウイルス感染症患者の入院体制を確保するため、通常以上の看護師又は介護職員の人員配置を行った場合の人件費	新型コロナウイルス感染症患者の入院病床における勤務1時間当たり2,760円	基準額に新型コロナウイルス感染症患者の入院病床で勤務した時間を乗じた額。ただし、勤務時間の計算上、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間とする。	10分の10
II	新型コロナウイルス感染症患者の入院に対応するための院内感染拡大防止費又は入院受入体制確保費	—	事業実施期間中に対象医療機関が支払った次の費用。 (1) 委託料 (2) 賃借料 (3) 使用料 (4) 報酬費 (5) 備品購入費 (6) 消耗品費 (7) その他、都が必要と認める費用	10分の10

- 当該事業は令和5年度新型コロナウイルス感染症患者受入体制確保補助事業に係る予算の範囲内で実施します。その他詳細については別紙QAをご参照ください。